

坂井市立三国病院 虐待防止指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

一人ひとりの患者の情報を十分に得て、その人の生き方などに対する価値観や意向を尊重して係る。患者の権利の擁護者として倫理的に判断し行動することとする。

患者にとって不利益や危害が生じないように安全を確保する。

人権擁護、虐待防止の観点から虐待の発生又はその再発を防止する。

2. 虐待防止に関する管理体制

当院では、虐待防止を推進する目的で委員会を設置し、虐待防止に係る体制を整える。

- ① 多職種によるチーム活動をおこなう
- ② 医療安全管理者を配置する
- ③ 認知症ケアチーム等と協働しておこなう
- ④ 委員会は毎月1回開催し多職種から構成する（必ず記録する）

3. 虐待防止に関する基本方針

- ① 院内全体の現状と問題点を把握し、対策について審議し決定する。
- ② 職員研修に関する基本方針
職員に対する就職時の初期研修、終業後定期的におこなう継続研修（1～2回/年）、ラウンド等による指導をおこなう。これらの研修の開催結果、参加実績などを記録、保管する。
- ③ 委員会の内容は、職員全員に周知徹底を図る
- ④ どのような対応が虐待となるのか、どう対応するのが適切なのか、虐待防止に関する研修会（内部や外部）に参加し、職員一人一人の患者・利用者支援、権利擁護についての知識や意識を高める。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針、相談・報告体制など

虐待や虐待に陥りやすいハイリスクな状態を発見しやすい立場であることを自覚し、予防と早期発見に努める。必要な情報収集に努め、情報提供にも協力すること。

虐待を発見、または相談・報告について、すみやかに部署のリスクマネージャーに報告すること。リスクマネージャーは、部署の長に速やかに報告する。「医療安全管理マニュアルⅢ医療上の事故発時の連絡体制」に準ずる。

委員会で検討する場合は、個人情報保護法に準ずるが、例外規定として、法令に基づく場合、人の生命、身体、財産の保護のために必要があって、本人の同意が困難であるときなどが定められていることを考慮する。また虐待者や虐待を受けている本人

に自覚がない場合があるため状況の改善を図ることに努める。

高齢者虐待法においては、市町村が第一義的な責任を持つ主体となる。介護保険法では地域包括支援センターの業務として、業務内容が規定されている。

訪問看護利用者の場合は、ケアマネージャーに報告する。相談・通報する際に最低限確認すべき情報は、虐待については「虐待の具体的な状況」「緊急性の有無とその判断理由」など、高齢利用者本人、虐待者と家族の状況としては「利用者本人の氏名、居住、連絡先」「利用者本人の心身の状況、意思表示能力、要介護状態」「虐待者と利用者の関係、心身の状況、他の家族などの状況」「家族関係」などとする。

5. 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項

苦情は適切に解決し、患者・利用者の満足度を高め、個人の権利の養護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図る。患者・利用者の権利擁護を念頭に置き、患者・利用者を主体とする。当委員会や必要に応じて第三者委員により苦情解決・虐待防止の機能を設ける。苦情を密室化することなく、社会性や客観性を確保して解決に当たることによって、公正な解決の促進や適性や信頼を確保する。

6. 利用者などに対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者からの申し出があれば、指針の閲覧について委員会で合議の上、決定する。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人、親族ともに申し立てを行うことが難しい場合や、虐待のため親族による申し立てが適切でない場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てをすることができる（老人福祉法第32条・高齢者虐待防止法第9条）

親族から経済的虐待を受けてる場合など、成年後見制度の利用が必要な高齢者を発見した場合は、市町村が設置している「権利擁護センター」「成年後見支援センター」や地域包括支援センターに相談し、早期に市町村長による申し立ての検討などの支援に結び付ける。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	まったくない	成年後見人	監督人を選任することあり
保佐	特に不十分	保佐人	監督人を選任することあり
補助	不十分	補助人	監督人を選任することあり
任意後見	本人の判断能力が不十分になったとき、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じる		

8. その他、虐待の防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止法（高齢者を 65 歳以上）では虐待の行為について「身体的虐待」「介護・世話の放棄」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 種類を規定している。しかし、いくつかの虐待行為が同時に行われた結果、「生命や健康に重大な影響」を与える場合があり、適切な援助をすみやかに提供することが必要であることを念頭に置く。

附則 令和 6 年 3 月 1 日 施行

令和 6 年 12 月 2 ④・3 ④・4・5・6・7・8 追記

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省 高齢者虐待防止
- 2) 「訪問看護お悩み相談室」 公益財団法人 日本訪問看護財団 令和 4 年度